

「新時代の人権保障」

成城大学教授 棟居快行

日本国憲法（解釈運用）における人権保障の一般的特徴

西欧的・古典的自由主義の理念に20世紀的な社会権規定を接合

<経済的自由> 日本的なお上依存、行政主導に適合的な判例学説（積極規制）

<精神的自由> 公民の自由としてでなく、前国家的恣意に近いものとして

古典的自由主義憲法としての「限界」

消極的自由

日本国憲法は、「国家からの自由」、「消極的自由」という考え方に基づいている。これで、現代社会における自由を実質的に確保しうるのか。

非国際性

日本国憲法は平和主義や国際協調主義を定めているが、人権保障については基本的に内向き（国家 対 国民）である。

私人間関係の放置

憲法の人権（自由権）は国家による干渉を排除するという「対国家的関係」だけを念頭に置いており、個人と個人、社員と企業といった「私人間関係」における人権保障はもっぱら法律による規制と、民事裁判（契約の解釈、不法行為の成否）に委ねられている。裁判所が民事事件で、多少憲法の人権の理念を斟酌することはある（人権規定の間接適用）が、十分でない。

古典的自由主義憲法としての日本国憲法と、運用面でのズレ

経済的自由

(理念) 日本国憲法は精神的自由と経済的自由を保障し、個人が自らの幸福のイメージを自分で決定し、自己責任で経済的發展をはたし、自由な意見表明によって積極的に社会参加することを肯定している(自由で自己決定的な個人)。生存権などの社会権は、本来はそのような個人を物理的に支えるために認められている。

(現実) ところが、わが国では戦後の高度成長を官僚主導型の経済モデルが支え、経済的自由の解釈に際しても、官僚主導を側面から援護する憲法解釈が判例・学説において定着してきた(積極規制)。経済的自由が国の経済政策のために安易に規制されうるものと考えられてきた結果、自己責任と自己決定を伴った日本国憲法本来の自由主義が、一度も現実化してこなかった。

精神的自由

(理念) 個人の自由は前国家的・自然的な自由であるが、民主主義を支える主権者国民(公民)は、各自、表現の自由などの精神的自由を駆使して、よく知り、批判し、提案し、合意しなければならない。情報公開や公教育は、このような公民のためにある。

(現実) 精神的自由と民主主義との相互関係が希薄になり、自由が放恣と同一視されやすかった。個人のプライバシーは精神的自由の基礎であり、民主主義にとっても公衆の目にさらす必要は一般には存在しない。しかし、プライバシー保護のための表現規制についても、世間でも学界でも異論が強い(個人情報保護法での報道機関の位置づけなど)。

日本国憲法(解釈)の課題

積極的自由という理念の必要

「国家からの自由」という消極的自由の保障では、現代社会において実質的に

自由な個人を実現できない。国が、より積極的に、国民が自由を実質的に享受しうるようなハード面、ソフト面の条件整備をすることも、人権保障の内容に含まれるというべきではないか（国家による自由＝積極的自由）。

たとえば、インターネット環境に誰でもアクセスしうるような国の施策が、表現の自由（憲法21条）に含まれるという解釈をしてゆくべきではないか。

国家性悪説から制度の合理性へ

司法権は、制度設計の合理性を担保するという観点から、国会の立法裁量を統制してゆくべきではないか。その場合、「比例原則」（人権制約は小さければよい）という観念は、再考の余地がある。

個人の尊厳のための手段として複合的な人権の理念が必要

古典的な自由権だけで、現代の情報化社会で個人が尊厳を確保しうるかは疑問である。むしろ、自由権、社会権、参政権という分類を超えた、現代的な人権を構想する必要がある。

例： インターネットへの自由なアクセス権（仮称： ネットアクセス権）は、表現の自由の問題であるだけでなく、人格的生存を確保するという意味で生存権の問題でもあり、ネット上の世論形成に参加しうるという点では、参政権という側面をも有している。こうした複合的な人権の例として、さらに環境権や情報公開請求権（知る権利）を挙げることができる。

人権の国際的保障と国内的保障の連携が必要

国際人権規約（批准済み）に見られる、人権の国際的保障、国際標準化の動きに対して開かれた憲法の人権保障が望ましい。

憲法の人権規定のあり方一般として、主権者国民が決めるというやり方から、国際標準のものを国内法化するというやり方にシフトする必要があるのではないか。

同時に、わが国の固有の人権保障のあり方として、とりわけ弱者保護について国内法の最高法規である憲法に明記して、人権の過剰な国際化（自由放任主義の跋扈）に一定の歯止めをかける必要もあろう。

私人間の人権紛争をも対象にした人権規定が必要

日本国憲法は国家と国民の関係（二元的関係）しか規定していない。その結果、私人間の紛争は、民事事件として民法の不法行為等の適用で処理されてきた。そこには、人権規定のような確たる理念はない。民法の「公序良俗」や、判例による解雇権濫用の法理によって、私人間の紛争はある程度は憲法的理念を生かして解決されてきているが、十分とはいえない。

むしろ、憲法自身が、＜国家－国民＞という二元的・垂直的關係だけでなく、市民社会というものを視野に入れ、＜国家－市民社会－個人＞という三面的關係のあり方を提唱し保障する、というスタイルになることが望まれる。

その結果として、国家と市民社会（市場やボランティアなど民間セクター）との間の役割分担が憲法上明記されることになり、ゆきすぎた国家介入や国家依存が克服できる。

<文献>

拙著・人権論の新構成（1992年、信山社）

拙著・憲法フィールドノート（1996年、日本評論社）

拙稿「日本的秩序と『見えない憲法』の可視化」 紙谷雅子編著・日本国憲法を読み直す（2000年、日本経済新聞社）65頁以下。